

## 令和8年度車両整備等請負業務（単価契約）仕様書

### 第1 総則

- 1 受注者は、近畿農政局南近畿土地改良調査管理事務所において使用する仕様書別紙1の車両について、道路運送車両法に定める定期点検基準に基づく車両の整備及び定期点検、その他発注者又は契約書第9条第1項に定める発注者の指定した職員（以下「発注職員」という。）の指示する作業を行うものとする。
- 2 本業務の実施に際しては、関係法令に定めるところのほか、本仕様書に定めるところにより実施するものとし、本仕様書に定めがない事項は、発注職員と協議により定めるものとする。
- 3 本業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏洩してはならない。
- 4 本業務の実施に際し、発注職員及び第三者の車両・建物・備品その他の財産等に損害を与えた場合は、直ちに発注職員に通知するとともに、発注職員の指示に従い必要な措置を行うこととし、必要な費用は発注者の責めに帰すべき事由によるものを除き受注者の負担とする。
- 5 業務の実施に際しては、環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和5年12月22日変更閣議決定）別記第22-5に定める判断の基準を遵守すること。

### 第2 業務の内容等

- 1 業務の対象となる車両は仕様書別紙1のとおりとし、行う整備等の内容は、契約書第9条第1項に定める発注書により発注職員が別途定める。
- 2 受注者の整備工場等への回送は、発注職員が特に指示した場合を除き受注者が行うこと。
- 3 引き取り日、整備の日時、履行期限等については、発注の都度、発注職員と契約書第7条第1項に定める業務責任者が協議の上、発注職員が決定する。  
整備車両については、車庫所在地より車両を引き取り、点検・検査実施後、発注書に定める履行期限までに返還すること。ただし、軽微な整備等については、発注職員と協議の上、車庫等において実施することも可能とする。
- 4 交換部品については、メーカー純正品を使用することを原則とする。
- 5 整備等に伴い廃棄物等の発生品がある場合は、発注職員が特に発注職員への引き渡しを指示した場合を除き、受注者の負担により適正に処分すること。
- 6 検査、自動車損害賠償責任保険料（法定料金）の納付、自動車重量税（税金）の納付等の一切の手続は受注者が行うものとし、必要な費用は受注者の負担とする。  
ただし、自動車損害賠償責任保険料及び自動車重量税は発注者が第4により負担するものとする。
- 7 交換用の夏用タイヤについては、車種毎のカタログに示された規格とし、かつ、転がり抵抗性能の等級がA以上で、ウェットグリップ性能の等級がa～dの範囲内である「低燃費タイヤ」とする。ただし、上記条件を満たす商品が市場に出回っていない場合は環境負荷のより少ないものとする。

- 8 交換用のバッテリーについては、新車搭載バッテリー形式相当品以上であり、バッテリー交換対象車両に搭載可能な規格とする。
- 9 車両が故障等で修繕が必要な時は、発注職員の指示のもと、修繕整備を行うものとする。

### 第3 発注

- 1 発注職員は、車両の整備等を請求する場合は、契約書第9条第1項に定める発注書を業務責任者に交付するものとする。
- 2 業務責任者は、車両の点検を行った結果、発注職員の指定した整備項目及び部品等の交換等について必要がないと判断される場合、若しくは発注職員の指定した部品以外の部品について整備・交換等が必要であると判断した場合は、当該部品の整備・部品の交換等を行う前に、修繕内容一部変更伺書を発注職員に提出し、その指示を受けなければならない。
- 3 発注職員は、前項により修繕内容一部変更伺書の提出を受けた場合において、発注職員が整備項目及び当該部品の交換等が不要若しくは必要と判断した場合は発注内容の変更を行うものとする。
- 4 前項の場合において、発注職員が発注書において定めた履行期限内に整備等を完了することが困難であると認められるときは、契約書第14条に定めるところにより履行期限を変更するものとする。

### 第4 自動車損害賠償責任保険料（法定料金）及び自動車重量税（税金）の扱い

車検時に必要となる自動車損害賠償責任保険料及び自動車重量税は、月単位ごとの車検実施前に受注者が所要額を発注者に所定の請求書（別紙様式第2-1号）により請求し、請求金額の受領を確認した後で行うこととする。

なお契約期間中に自動車損害賠償責任保険料及び自動車重量税の改正等に伴い、金額の変更があった場合は、改定後の金額を請求するものとする。

### 第5 請負代金の計算

- 1 整備等に要する工賃の計算は、発注職員が依頼した整備等について、以下に定める工数により算出した工数の合計に契約書別紙1に定める単価を乗じて行うものとする。
  - ① 契約書別紙1に定めがある項目については契約書別紙1に定める工数
  - ② 整備工数は自動車整備標準作業点数表（（一社）日本自動車整備振興会連合会発行）に定める工数とする。
  - ③ 上記に記載されていない工数は、同種・同類等項目の工数とする。また、これによりがたい場合は、契約書第13条により協議の上決定する。
- 2 整備等に要する部品等の代金の計算について、以下に定める。
  - ① 定価のある部品、材料は、定価×（1-部品、材料の値引率）とする。
  - ② 定価のない部品、材料は、受注者の見積額とするが、上記①の部品、材料の値引率を含むものとする。
- 3 請負代金の計算に際しては、前2項に定める金額を1台毎に算定した上で、1円未満の端

数が生じた場合は1台毎に当該端数を切り捨てるものとする。

- 4 第1項①中、車両の回送に要する工数については、原則として発注者等が車両を引き渡した場所から受注者の整備工場までの往復のみを計上するものとし、その他の車両の移動については、発注職員が特に特定の場所への移動を指示した場合を除き計上しない。また、受注者の都合により整備等の途中において車両をいったん発注職員へ返却する場合の移動についても計上しないものとする。
- 5 第1項①中、現場作業の工数については、上記第2第3項ただし書きによる車庫等での軽微な作業のため、受注者が移動する整備工場から車庫等への往復のみを計上するものとし、第4項と同じくその他の移動等については計上しないものとする。
- 6 前2項における発注職員が特に特定の場所への移動若しくは作業を指示した場合は、契約書第13条により協議の上決定する。

## 第6 検査、請求、支払

- 1 業務責任者は検査・整備及び必要な手続を完了する都度、契約書第10条第1項に定める作業報告書（別紙様式第1号）に以下に定める関係書類（②以下は該当がある場合のみ）を添えて発注者に通知しなければならない。
  - ① 整備記録簿
  - ② 自動車検査証
  - ③ 自動車損害賠償責任保険証明書
  - ④ 記録写真
  - ⑤ 定価のある部品、材料に係るメーカーーパーツカタログ等の価格の確認出来る書類
  - ⑥ 自動車整備標準作業点数表の抜粋
- 2 代金の請求及び支払いについては、上記第3第1項により1件の発注書で発注職員が依頼した車両について契約書第10条第2項の検査が完了した後に行うものとする。
- 3 受注者は所定の請求書（別紙様式第2-2号）をもって請求するものとする。
- 4 代金の支払いについては、受注者が提出する適法な支払請求書を受理した日より起算して30日以内の日に支払うものとする。

## 第7 保証

受注者は、契約書第10条第2項に定める検査に合格した日から起算して6ヶ月が経過する日若しくは走行距離が10,000kmに達した日のいずれか早い日までの間、受注者負担により整備等の内容について保証しなければならない。

## 第8 環境配慮のチェック・要件化

### （1）環境関係法令の遵守

受注者は、物品・役務の提供に当たり、関連する環境関係法令（グリーン購入法（平成12年法律第100号）を遵守するものとする。

## (2) 環境関係法令の遵守以外の取組

- ア 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。
- イ エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努める。
- ウ 臭気や害虫の発生源となるものについて適正な管理や処分に努める。
- エ 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分に努める。
- オ 工事等を実施する場合は、生物多様性に配慮した事業実施に努める。
- カ みどりの食料システム戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。

## 第9 その他

- 1 本業務にかかる履行場所は令和8年4月1日現在の状況であり、名称、場所数について変更する場合がある。
- 2 本業務の予定数量については、事情により増減する場合がある。

仕様書別紙1

車両番号	メーカー	車種	形式	車台番号	原動機形式	初度登録年月日	車検満了年月日	経過年月	点検	特例措置等	自動車重量税	自賠責保険料	整備工数	法定料金（重量税・自賠責）：車検時期													
														車検	車検工数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
奈良301せ8785	ホンダ	ヴェゼル	DAA-RU4	RU4-1300404	LEB-H1	平成30年3月7日	令和9年3月6日	13年未満	24ヶ月	エコカー	15,000	17,650	◎	7.9											法定料金		◎
奈良800す5851	ホンダ	ヴェゼル	DBA-RU2	RU2-1303265	L15B	平成31年2月21日	令和9年2月20日	13年未満	24ヶ月	その他	16,400	17,650	◎	7.1										法定料金		◎	
奈良800す4957	日産	エクストレイル	DBA-NT32	NT32-054122	MR20	平成29年3月6日	令和9年3月5日	13年未満	24ヶ月	その他	16,400	17,650	◎	7.4										法定料金		◎	
奈良501も8170	日産	セレナ	6AA-GC28	GC28-014942	HR14-EM57	令和7年9月12日	令和10年9月11日	13年未満	12ヶ月	エコカー	15,000	17,650															
奈良501は6619	トヨタ	ノア	DAA-ZWR80G	ZWR80-0245796	2ZR-5JM	平成29年3月10日	令和10年3月9日	13年未満	12ヶ月	エコカー	20,000	17,650															
奈良480こ9136	ダイハツ	ハイゼットカーゴ	EBD-S331V	S331V-0158586	KF	平成28年8月5日	令和8年8月4日	13年未満	24ヶ月	その他	6,600	17,540	◎	7.0		法定料金		◎									
奈良480せ401	ダイハツ	ハイゼットカーゴ	EBD-S331V	S331V-0237814	KF	令和2年2月10日	令和10年2月9日	13年未満	12ヶ月	その他	6,600	17,540															
奈良501の2301	ホンダ	フィットハイブリッド	DBA-GK8	GK8-1004377	L15B	平成28年1月18日	令和9年1月17日	13年未満	24ヶ月	エコカー	24,600	17,650	◎	7.2									法定料金		◎		
奈良301ぬ673	トヨタ	ヤリスクロス	6AA-MXPJ10	MXPJ10-2066755	M15A-1NM	令和6年12月3日	令和9年12月2日	13年未満	12ヶ月	エコカー	15,000	17,650															
奈良800す6047	ホンダ	ヴェゼル	DBA-RU2	RU2-1304406	L15B	令和1年7月3日	令和9年7月2日	13年未満	12ヶ月	その他	16,400	17,650															
奈良800す6786	ホンダ	ヴェゼル	6BA-RU2	RU2-1400672	L15B	令和3年3月15日	令和9年3月14日	13年未満	24ヶ月	その他	16,400	17,650	◎	7.1										法定料金		◎	
奈良800す7121	ダイハツ	ロッキー	3BA-A210S	A210S-0016358	1KR	令和4年2月28日	令和10年2月27日	13年未満	12ヶ月	その他	16,400	17,650															
奈良800す4543	日産	エクストレイル	DBA-NT32	NT32-537520	MR20	平成28年3月14日	令和10年3月13日	13年未満	12ヶ月	その他	16,400	17,650															
奈良480た5548	スズキ	エブリイ	5BD-DA17V	DA17V-778923	R06A	令和6年11月20日	令和8年11月19日	13年未満	24ヶ月	その他	5,000	17,540	◎	7.1									法定料金		◎		

100,400 123,330 7 50.8 50.8

(別紙様式第2-1号)

請 求 書

令和 年 月 日

官署支出官  
近畿農政局総務管理官

殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

令和8年度車両整備等請負業務（単価契約）にかかる自動車損害賠償責任保険料（法定料金）及び自動車重量税（税金）について、下記のとおり御請求します。

請 求 金 額

車両登録番号	自動車重量税	自賠責保険料	合計	備考
合計				

(別紙様式第2-2号)

## 請求書

令和 年 月 日

官署支出官  
近畿農政局総務管理官  
殿

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

令和8年度車両整備等請負業務（単価契約）にかかる請負代金について、  
下記のとおり御請求します。

### 請求金額

発注書番号	発注金額	備考
合計		